

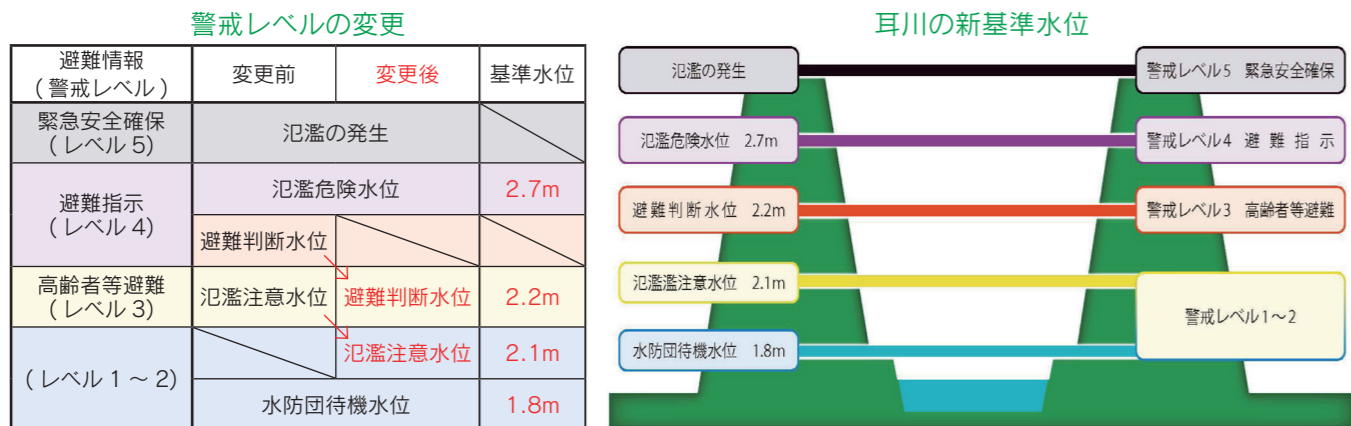
6月1日より

耳川の基準水位が変更されました

町では、耳川の水位を避難指示等を発令する判断基準の1つとしており、今回の変更は、避難完了までの時間を考慮し、安全に十分な避難時間を確保する目的で行われました。

変更内容は、警戒レベル4(避難指示)の発令基準水位が70cm引き下げられ、今までより避難指示等を発令するタイミングが早くなりました。

台風や大雨の際には、戸別受信機や美浜町防災アプリ等でお知らせする町からの防災情報に注意し、早めの避難準備を心がけてください。



津波ハザードマップの活用方法

5月に全戸配布した「美浜町津波ハザードマップ」は、地震による津波災害への備えについてまとめたものです。

このハザードマップを活用し、自宅が浸水する可能性や安全な場所、避難方法をご家族の皆さんで共有し、いざという時にお役立てください。

【活用方法】※津波ハザードマップにも掲載しています。



- ①自宅の位置
ハザードマップ内の自宅に●印をつけましょう。
- ★ ②避難の際の目標地点
津波の危険から身を守るため、避難の際に目標とする地点を決めて★印をつけましょう。
- ③津波避難場所
津波避難場所一覧の表の中から避難する場所をあらかじめ確認し、○印をつけましょう。
- ✕ ④避難時の危険箇所
地震による家屋・塀の倒壊や津波による浸水等、避難する際に危険で通れないと想定される場所に✕印をつけましょう。
- ▲ ⑤高くて頑丈な建物
避難の時間に余裕がないときに逃げ込む、高くて頑丈な建物に▲印をつけましょう。
- ↑ ⑥避難経路
①～⑤の印を踏まえ、自宅から避難の際の目標地点と、そこから津波避難場所までの避難経路を↑印で書き込みましょう。

お詫びと訂正

5月に全戸配布した「美浜町防災ハンドブック」に誤りがありました。

町民の皆さまにはご迷惑をおかけしましたことをお詫びして訂正いたします。正しい内容は次のとおりです。

訂正箇所: 美浜町防災ハンドブック3ページ耳川の河川水位情報(河原市水位局) ≪水位情報はこちらから≫

のホームページアドレス及び二次元コード

正) <https://sabo.pref.fukui.lg.jp>



※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・三田) ☎ 32-6716

国民健康保険税の税率等の変更と軽減制度をお知らせします

国民健康保険税は、病気やケガ等をした時に、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の被保険者の皆さんに、公平・平等に負担していただくものです。

国民健康保険税の納税義務者は、被保険者がいる世帯の世帯主(※)になります。
(※)…世帯主が国民健康保険に加入していない場合(社会保険や後期高齢者医療保険の被保険者)でも、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主の方が納税義務者(擬制世帯主)となります。

国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、被保険者に対して3区分(医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分)それぞれについて、課税限度額を上限に所得割や資産割等を算出し、世帯で合計した金額が年間の保険税となります。

今回の税率改正では、医療保険分の資産割税率が24%から18%に引き下げられました。また、後期高齢者支援金分の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられました。

税率及び税額については、次のとおりです。

令和5年度の税率及び税額

区分		税率・税額	課税限度額
全被保険者	医療保険分	所得割	6.51%
		資産割	18%
		均等割	27,400円
	平等割	26,000円	
後期高齢者支援金分	所得割	1.81%	22万円
	資産割	-	
	均等割	8,400円	
40歳以上65歳未満	介護保険分	所得割	1.80%
		資産割	-
		均等割	8,500円
合計	所得割	10.12%	104万円
	資産割	18%	
	均等割	44,300円	
	平等割	38,000円	

所得割額 … 被保険者の所得に対して算出
・課税所得金額(前年中の総所得金額 - 43万円) × 税率

資産割額 … 被保険者の固定資産税に対して算出
・本年度の固定資産税額 × 税率

均等割額 … 被保険者1人につき加算
・被保険者数 × 均等割額

平等割額 … 1世帯につき加算
・1世帯 × 平等割額

国民健康保険税(年額)
= 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額

国民健康保険税の軽減制度

前年中における世帯の所得金額の合計が一定基準額以下の世帯は「均等割」と「平等割」が軽減されます。

軽減制度利用の申請は不要ですが、同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、軽減判定ができません。**国民健康保険被保険者及びその世帯主の方は、収入の有無に関わらず、毎年必ず収入の申告をしてください。**

未就学児に係る均等割額の減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の2分の1を減額します。

なお、所得に応じた均等割軽減措置(7・5・2割軽減)対象の未就学児の場合は、軽減適用後の残りの均等割額の2分の1を減額します。

令和5年度の軽減判定所得基準額

軽減割合	「世帯主(擬制世帯主を含む)」「被保険者」「特定同一世帯所属者(※)」の前年総所得金額等の合計額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	43万円 + 29万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	43万円 + 53.5万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

(※)…国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方

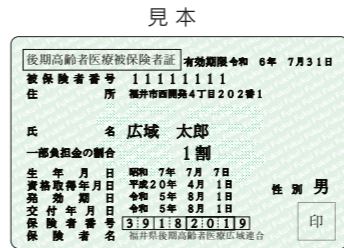
※お問い合わせ先
町税務課(担当・池田) ☎ 32-6702

美浜町役場
〒919-1192 美浜町郷市 25-25
☎ 0770-32-1111(代表)
FAX 0770-32-1115(代表)
HP https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/

お知らせ

後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在お使いいただいている保険証(青色)の有効期限は、7月31日までです。7月中旬に、福井県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(緑色)が郵送されますので、8月1日から新しい保険証をお使いください。



見本
↑8月1日から使用できる保険証

町住民環境課(担当・浜野祥子)
福井県後期高齢者医療広域連合
☎ 0776-5416330
☎ 32-6703

自筆証書遺言書保管制度を「利用ください」

法務局では、自筆証書遺言書をお預かりします。申請は、予約制で遺言者本人が来庁して申請する必要があります。法務局で長期間確実に保管・管理します。遺言者の希望により、相続人等に遺言書が保管されている旨を通知します。家庭裁判所の検認手続きは不要です。

手続き等の詳細は、法務省のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

福井地方方法務局敦賀支局
☎ 25-0174

運転免許自主返納臨時出張所をご利用ください

運転免許自主返納手続きが行える臨時出張所を次のとおり開設します。
日時 7月24日(月)
午前9時〜午後2時30分

会場 町役場 町民プラザ
※免許証を返納した後は、車の運転ができません。送迎やチャイソコみはま(デマンドバス)をご利用の上、お越しください。

町住民環境課(担当・田辺憲虎)
☎ 32-6703

敦賀警察署交通課
☎ 25-0110

第25回美浜地区自衛消防隊 操法大会を開催します

日時 8月27日(日)
午前8時30分〜正午
会場 美浜消防署 消防訓練場

- 操法要領
・ 消火栓操法(地域の部)
・ 消火栓操法(職域の部)
※チーム編成は、年齢、性別を問いません。

● 操法要領
1チーム4人1組で、訓練場に設置された地上式消火栓からホースを延ばし、約50m先の火点(的)に放水するまでのタイムと行動を競います。

● 申込期限 7月21日(金)まで

● その他
6月下旬に、各区長及び事業所宛てに参加申込書を送付します。持参または郵送にて申し込みください。ホームページからの申し込みも可能です。

美浜消防署 ☎ 32-1190



北山繁男氏より 寄付をいただきました

北山繁男氏(南市出身・横浜市在住)が町やゆかりのある地元区(南市区・栄区・小倉区)、美浜中央小学校、浄円寺に総額550万円の寄付をされました。

6月13日に行われた贈呈式では、北山氏の弟と甥にあたる北山孝雄氏と北山大志郎氏が代理人として町役場を訪れ、各受贈者に目録を手渡し、町からは感謝状が送られました。

寄付にあたり、代理人の北山孝雄氏は「美浜町の発展と子どもたちの未来のために使ってほしい」と北山繁男氏の思いを伝え、戸嶋町長は「北山さんのふるさとへの思いをしっかりと受け止め、町のために活用させていただく」と謝辞を述べました。



→ 家族で記念撮影をする北山繁男氏(中央)
→ 代理人として目録を贈呈した北山孝雄氏(前列右から3番目)と北山大志郎氏(前列右から2番目)

町総務課(担当・上光) ☎ 32-6700

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

今年で73回目を迎える「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をした人を再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立等の生きづらさという課題にわが事として関わるコミュニティの実現に向けて取り組みます。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

7月(強調月間)の目標

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 犯罪や非行をした人が、再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること



詳細はこちら



※お問い合わせ先 社会を明るくする運動実施委員会 町住民環境課(担当・山本) ☎ 32-6703

募集・申請等

応援します! 未来の保育士 保育士インターンシップのご案内

休暇等を利用して、町内の保育園でインターンシップ実習を行う学生を募集します。

● 対象 県内在住(出身)者で、保育士養成コースに在籍する方

● 実習先 町内3保育園のいずれか

● 期間 5日〜最大20日間

● 申込 実習希望する保育園に申込書と学生証の写しを提出してください。

※申込書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

● 時給 922円

※交通費は支給しません。

● 詳細は、町ホームページをご覧ください。

町子ども未来課(担当・本間)

- みずうみ保育園 ☎ 32-6713
- せせらぎ保育園 ☎ 32-0741
- あおなみ保育園 ☎ 38-1316

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中、特に家計への影響が大きいため、給付金を支給します。

● 対象世帯 次の要件のいずれかに該当する世帯

- ① 6月1日時点で、美浜町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯を除く)
- ② 世帯全員の収入(令和5年1月〜9月)が予期せず減少し、住民税非課税水準に相当する額以下となった世帯(家計急変世帯)

● 金額 1世帯当たり3万円

● 申請方法

対象世帯①の可能性がある世帯には、町から確認書(※1)または申請書を送付します。内容を確認の上、返信してください。

対象世帯②の世帯は、申請(※2)が必要です。詳細は、町健康福祉課にお問い合わせください。

※1 確認書は、準備ができ次第、順次発送します。確認書を返信いただいているから、おおむね3週間程度で指定口座に入金します。

町健康福祉課(担当・田村) 申請期限 10月31日(火) ☎ 32-6704

令和5年度ミニ野菜栽培支援事業の実施について

町では、ミニ野菜の栽培を推進しています。
ミニ野菜は、プランターでも栽培できる人気の野菜で、その種類も多く野菜作りをしたことのない方でも手軽に栽培できます。
この機会に、ぜひ、お申し込みください。

対象者
・町内在住の方
・町内でミニ野菜を栽培される方

補助内容
種子購入費用の3分の1を補助（1人あたり種子5袋まで）

補助要件
・ミニ野菜栽培研修会への出席（種子引渡日に1回実施）

申込期限 7月10日（月）

申込方法
左記より申込用紙を入手の上、提出してください。
・町農業サポートセンター
・町産業政策課窓口
・町ホームページ
詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 町農業サポートセンター
☎32-6718

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）
低所得の子育て世帯分）のご案内
食費等の物価高騰に直面する中、低所得の子育て世帯の支援を行うため、給付金を支給します。

対象者
次の要件のいずれかに該当する方
①令和4年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の低所得の子育て世帯分の支給対象者の方
②①以外の方で、平成17年4月2日（障がいをお持ちの場合は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育している方で、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

金額 児童1人当たり5万円

申請方法
対象者①の方は、申請不要です。対象者②の方は、申請書に必要事項を記入の上、町子ども未来課に提出してください。

申請期限 令和6年2月29日まで
詳細は、町ホームページをご覧ください。

問 町子ども未来課(担当・上道)
☎32-6713

重度身体障害者等のタクシー利用料金を助成します

重度身体障害者等の生活の利便を促進し、福祉の向上を図ることを目的にタクシー利用（初乗り）料金を助成します。

対象者
町内在住で、次のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1級の方、下肢、体幹、視覚障害で2級の方、または腎臓機能障害で血液透析療法を受けている方
②療育手帳A1またはA2の方
③80歳以上で、他に同居の親族がいない方

※①または②に該当する方で、生計を同じにする方が、自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は、対象外となります。

助成額（タクシー乗車1回当たり）
（一社）福井県タクシー協会加盟のタクシー事業者が定める初乗り運賃の額

※1年につき36回分（年の途中に助成対象となった場合は、月割りで算出した回数）に相当する額を限度額とする。

問 町健康福祉課(担当・津原/田村)
☎32-6704

木造住宅の耐震診断と補強プラン作成を補助します!



町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を補助します。

募集件数 3件（先着順）

個人負担 耐震診断 5,000円
補強プラン 5,000円

申込方法 町土木建築課へ申込書を提出してください。申請書は、町ホームページまたは町土木建築課にあります。

(1)耐震診断(一般診断法)
大地震での倒壊の可能性を診断します。

(2)補強プラン
耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の工事費用について提案します。
※(1)と(2)をセットで事業を実施します。

※お問い合わせ先 町土木建築課(担当・川畑) ☎32-6707

J R小浜線利用促進助成をご利用ください



夏休み親子旅行助成

対象旅行
美浜駅で発行する切符を購入して、JR小浜線を利用した親子旅行とし、次のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象となりません。
①親子旅行の変更・中止等により切符の払い戻し等を受けた場合
②各地区子ども会等の団体主催による親子旅行

対象者
切符購入時に、次のすべての条件を満たす方
①本町に住所を有する親子(中学生以下の方が1人以上含まれていること)
※親子は、祖父母等3親等以内の親族を含む
②美浜駅または東美浜駅を始点または終点としたJR切符であること
③町税等に滞納がないこと

対象期間 7月1日(土)～9月30日(土)

助成額
購入額の3分の2(上限10,000円)
※助成は1世帯1回限り。
(子どもと別世帯の親族が旅行した場合も1世帯とします)

助成件数
原則として先着20組(切符購入の先着順)

申請方法
①美浜駅で切符を購入した際、美浜駅に備え付けの申請書兼請求書に販売証明を受けてください。
②親子旅行実施後20日以内に町まちづくり推進課へ申請書兼請求書を提出してください。
③申請の際は、行き先の場所が分かるような日付入りの写真を添えて提出してください。
※シニア利用等の助成も実施しています。詳しくは、町のホームページをご覧ください。

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課(担当・藤田) ☎32-6701

省エネ家電への買い換えを支援します



町ホームページはこちら!

美浜町省エネ家電買い換え促進事業補助金

対象家電（「省エネ型製品サイト」をご確認ください）
販売店(店舗)で購入した新品のエアコン及び冷蔵庫で、製造者(メーカー)の製品保証があるもののうち、次の省エネ基準を満たすもの(※1)

	目標年度	省エネ基準達成率
エアコン	2027年度	100%以上
冷蔵庫	2021年度	

※1 インターネット・通販での購入やリース品、レンタル品は補助の対象外です。 ↑省エネ型製品サイト

対象期間(※2) 4月1日(土)～令和6年2月29日(木)
※2 対象期間中に購入・設置・適正な処分・支払いが完了していること。

申請受付期間 7月3日(月)～令和6年2月29日(木)

補助額(※3)
補助対象基本額(エアコン・冷蔵庫の合計額)に下表の補助率を乗じた額

購入先	補助率	上限額
町内販売店	3分の1	50,000円
町外販売店	4分の1	

※3 補助対象基本額は家電製品(本体価格)、付属品、設置に要した費用です。(家電リサイクル料金は含みません)
※3 他の補助金やクーポン、ポイント等との併用が可能です。その場合、補助対象基本額から他の補助金やクーポン、ポイント等を差し引いた額が補助対象基本額となります。

省エネ基準達成率の確認方法や補助金の申請方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。くか町住民環境課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・川尻) ☎32-6703



イベント・行事

コラボほしまつりを開催します

美浜駅前活性化を目的に、町内のまちづくりグループが「コラボほしまつり」を開催します。

●日時 7月2日(日)

午前10時～午後2時

●場所

JR美浜駅
道の駅狭美浜はまびより

●内容

大判焼き等の各種出店、音楽ライブ、キッチンカー等

問 美浜駅前イベント実行委員会

☎ 32-0239



教室・講座・説明会等

心の健康相談を開催します

●日時 毎月第2・第4月曜日

※10月・1月・2月は第3・第4月曜日

●会場 二州健康福祉センター

●方法 対面による個別相談

●内容 精神科医や保健師がさまざまな相談に応じます。

●費用 無料

※事前に電話で予約が必要です。

問 県二州健康福祉センター

地域保健課 ☎ 22-3747

昔話とよまさふ

夏の国吉城址にようこそ

空の青さが夏の訪れを告げるように輝きを増しています。この夏のお出かけに国吉城址はいかがですか。最大の見どころは、すつきりした姿の曲輪です。

町では、国吉城址の石垣保全と眺望確保を目的とした樹木の剪定・伐採を計画的に進めてきました。これまで木々に隠れて見えなかった本丸周辺の形状がより明確となり、眺望もこれまで以上によくなりました。

登っている時は暑いかもしれませんが、本丸跡では若狭湾から吹き抜ける心地よい風と最高の眺めが皆さんを待っていること

令和5年度日本語ボランティア入門講座を開催します

日本語を支援する際の心構えや基礎知識を学び、外国の方を支援するボランティア活動を始めてみませんか。

●日時

8月6日(日)／8月20日(日)

9月3日(日)／9月17日(日)

10月1日(日)／10月15日(日)

11月5日(日)／11月19日(日)

午後1時30分～4時30分

※11月19日(日)のみ午後1時～5時

●会場 福井県国際交流

嶺南センター

●対象

県内在住の18歳以上の方で、受講終了後、日本語ボランティアとして活動できる方(外国の方は、日本語能力試験N1(旧1級)に合格している方)

●費用 3,500円

●定員 20人(要事前申し込み)

問 (公財)福井県国際交流協会

福井県国際交流嶺南センター

☎ 21-3455



園芸LABOの丘の催しをお知らせします

◆今年も開催します！

「園芸LABOの丘」周年祭！園芸LABOの丘は、今年で4周年を迎えます。

季節の野菜や花とふれあう体験ができる園芸LABOならではのイベントを開催し、皆様のお越しをお待ちしております。

●日時 7月16日(日)

午前10時～午後5時

●費用 200円～300円

●内容

収穫体験や園内散策クイズラリー、キッチンカー、コンサート等、企画満載です。

詳細は、後日ホームページやチラシでお知らせします。

◆フラワージェルサンド

アートづくり

カラフルなカラーサンドの模様をジェルで固めるグラスインテリアです。

●日時

7月8日(土)

①午前10時～②午後1時～

●費用 800円

●定員 各回8名

●申込 予約が必要です。

文芸欄

短歌

かをり歌会美浜支部

今年こそ畑を止めると去ふ我に

医師は「作れよ惚け防止に」と

夫つくるアーチに咲きし白バラに

こころなごみぬ朝光の中

川崎 和美(久々子)

使ひたる農具を置くに「ここに置く」

意識したれどヤッパリ忘れ

春先の匂を振りたく竹林へ

何と先客猪の暴れ食ひ

三宅 宏(大藪)

すぐその後期高齢細道は

若さと枯淡の老い分け道中

高木 勝美(新庄)

手作業で田植を終へし時代から

機械化進みなくなりし風情

田波 耕(竹波)

思春期の淡き思ひ出なつかしく

八十の心も久にときめく

成田 和夫(中寺)

山本 善昭(竹波)



↑本丸から朝倉氏が築いた中山の付城が望めるように

城の新たな魅力を創り出すことができたと思います。なお、このライトアップは遠くからお楽しみいただくものです。夜間の城山登山は大変危険ですので、ご遠慮ください。また、曇りや雨の日は十分に蓄電されず、点灯時間が短い、または点灯しないこともあります。その他、当館では夏休みに親子で体験できるワークショップを計画中です。この夏、多くの方のご来城をお待ちしています。

(若狭国吉城歴史資料館)